

伊豆の国市難病患者等介護家族リフレッシュ事業実施要綱

制定 平成30年 8 月13日伊豆の国市告示第122号

改正 令和 5 年 3 月27日伊豆の国市告示第45号

(趣旨)

第1条 市長は、在宅で人工呼吸器を使用し、若しくは気管切開で頻回に吸引をし、又は学校等への登下校時及び在校時に医療的ケアを必要とする難病患者等の介護家族の負担を軽減するため、難病患者等介護家族リフレッシュ事業を実施するものとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「難病患者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 特定疾患患者（静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱（平成2年静岡県告示第1115号）第10に規定する特定疾患医療受給者証の交付を受けている者をいう。）
- (2) 指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者をいう。）
- (3) 小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2に規定する厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童又は児童以外の満20歳に満たない者をいう。）
- (4) 筋ジストロフィー患者
- (5) 重症心身障害児（者）

2 この要綱において「学校等」とは、小学校、中学校又は義務教育段階の特別支援学校をいう。

3 この要綱において「訪問看護」とは、次の各号のいずれかに該当する看護等をいう。

- (1) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師を訪問させて行わせる看護又は療養上必要な指導
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の2第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第49

条第2項、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）第56条の2第1項、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第58条の2第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する指定訪問看護

4 この要綱において「医療的ケア」とは、疾患又は障害に伴い、生命の維持又は健康状態の維持若しくは改善のために日常的に必要な医療的な生活援助行為のうち、医師の指示に基づき行われるものをいう。

（難病患者等介護家族リフレッシュ事業の区分）

第3条 難病患者等介護家族リフレッシュ事業は、次に掲げる区分により実施する。

- (1) 在宅支援事業 難病患者等の在宅における訪問看護
- (2) 就学支援事業 難病患者等の学校等への登下校時及び在校時における医療的ケア

（実施主体及び業務委託）

第4条 難病患者等介護家族リフレッシュ事業の実施主体は、市とする。

2 市は、前項の事業を実施することが適当であると市長が認める訪問看護ステーション（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が当該指定に係る指定訪問看護事業又は訪問看護事業を行う事業所をいう。）、訪問看護を行う医療機関等（以下「委託事業者」という。）に委託して行うものとする。

（在宅支援事業の対象者）

第5条 在宅支援事業の対象となる者（以下「在宅支援事業対象者」という。）は、市の住民基本台帳に記録されている難病患者等で、在宅で人工呼吸器を使用し、又は気管切開で頻回に吸引が必要であるもののうち、医師の指示により訪問看護が必要であると認められるものとする。

（在宅支援事業の実施方法）

第6条 在宅支援事業を利用しようとする在宅支援事業対象者は、様式第1号による難病患者等介護家族リフレッシュ事業（在宅支援事業）利用申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該在宅支援事業対象者の現状を確認し、当該事業の利用の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、訪問看護を実施した委託事業者に対し、第9条第1項に規定する基準額から第10条に規定する自己負担額を減じた額を支払うものとする。

(就学支援事業の対象者)

第7条 就学支援事業の対象となる者（以下「就学支援事業対象者」という。）は、市の住民基本台帳に記録されている難病患者等で、学校等への登下校時又は在校時に医療的ケアを必要とする児童生徒とする。

(就学支援事業の実施方法)

第8条 就学支援事業を利用しようとする就学支援事業対象者は、様式第2号による難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）利用申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該就学支援事業対象者の現状を確認し、当該事業の利用の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 医療的ケアを実施する委託事業者は、当該事業の利用が必要であると決定した就学支援事業対象者の主治医の指示に基づき行うものとする。

4 前項の規定による主治医の指示は、様式第3号による難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）指示書によるものとし、当該指示書を受理した委託事業者は、その写しを速やかに市長に提出するものとする。この場合における当該指示書の有効期間は、6か月以内とする。

5 市長は、次に掲げる医療的ケアを実施した委託事業者に対し、第9条第2項に規定する基準額から第10条に規定する自己負担額を減じた額を支払うものとする。

(1) 登下校時における医療的ケア 就学支援事業対象者の就学する学校等（以下「就学校」という。）が認めたものについて、委託事業者が福祉タクシー等を利用し、就学校への登下校時において医療的ケアを実施する。

(2) 在校時における医療的ケア 就学校が認めたものについて、委託事業者が就学校在校時において医療的ケアを実施する。

6 就学支援事業における医療的ケアの実施時間は、次のとおりとする。

(1) 登下校時及び在校時 1回あたり1時間から7時間まで

(2) 在校時 1回あたり1時間から6時間まで

(基準額)

第9条 在宅支援事業の費用の基準額は、別表第1のとおりとする。この場合において、訪問看護は、診療報酬における在宅患者訪問看護・指導料又は訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用を算定する訪問看護を2時間実施した後、引き続き同内容により2時間から6時間実施するものを1回とし、在宅支援事業対象者

1 人につき年間24回を限度とする。

- 2 就学支援事業の費用の基準額は、別表第2のとおりとする。この場合において、学校等への登下校時及び在校時を含め、同日中に実施された医療的ケアは1回の実施とし、就学支援事業対象者1人につき年間80回を限度とする。

(自己負担額)

第10条 難病患者等介護家族リフレッシュ事業を利用した者は、前条に規定する基準額の1割に相当する額を直接、委託事業者に支払うものとする。

(問題の報告)

第11条 委託事業者は、難病患者等介護家族リフレッシュ事業において問題が生じたときは速やかに市に報告するものとする。

(利用の解除)

第12条 市長は、既に難病患者等介護家族リフレッシュ事業を利用している者から同事業の利用の辞退の申出があったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは同事業の利用を解除するものとする。

- (1) 第5条又は第7条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) その他難病患者等介護家族リフレッシュ事業の利用が適当でないと市長が認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により難病患者等介護家族リフレッシュ事業の利用を解除するときは、当該利用者及び委託事業者にその旨を通知するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、改正前の伊豆の国市難病患者等介護家族リフレッシュ事業実施要綱の様式により提出された申請書は、改正後の伊豆の国市難病患者等介護家族リフレッシュ事業実施要綱の相当する様式により提出された申請書とみなす。

附 則 (令和5年3月27日告示第45号)

(施行期日)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 9 条第 1 項関係）

在宅支援事業の費用の基準額

実施時間	訪問看護費
2 時間	14,480円
3 時間	19,980円
4 時間	25,480円
5 時間	30,980円
6 時間	36,480円

別表第 2（第 9 条第 2 項関係）

就学支援事業の費用の基準額

実施時間	医療的ケアに要する費用	登下校時における医療的ケアを伴う移動に要する費用
1 時間	5,500円	1 回当たり 4,000円
2 時間	11,000円	
3 時間	16,500円	
4 時間	22,000円	
5 時間	27,500円	
6 時間	33,000円	
7 時間	38,500円	

様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）

難病患者等介護家族リフレッシュ事業（在宅支援事業）利用申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

氏 名

申請者 住 所

電 話

年度難病患者等介護家族リフレッシュ事業の利用について、以下のとおり申請
します。

対象者氏名			
対象者住所		生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
区 分 (該当に ○)	1 特定疾患患者 2 指定難病患者 3 小児慢性特定疾患児童等 4 筋ジストロフィー患者 5 重症心身障害児（者）		
病 名			
利用計画	時 間	利用見込 回数	訪問を必要とする状況 (例：介護者が通院するため月1回利用等)
	2時間		
	3時間		
	4時間		
	5時間		
	6時間		
備 考			

様式第2号（第8条第1項関係）

難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）利用申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

住 所

申請者 氏 名

（対象者との続柄 ）

電 話

年度難病患者等介護家族リフレッシュ事業の利用について、以下のとおり申請します。

対象者氏名			
対象者住所		生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
区 分 (該当に ○)	1 特定疾患患者 2 指定難病患者 3 小児慢性特定疾患児童等 4 筋ジストロフィー患者 5 重症心身障害児（者）		
病 名			
利用計画	時 間	利用見込回数 うち登下校時の医 療的ケアを含む	医療的ケアを必要とする状況（例：保護 者が他の子供の学校行事に参加するため月1回 利用等）
	1時間		
	2時間		
	3時間		
	4時間		
	5時間		
	6時間		
	7時間		
備 考			

様式第3号 (第8条第4項関係)

難病患者等介護家族リフレッシュ事業（就学支援事業）指示書

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

[illegible]

以上のとおり、医療的ケアの実施を指示します。

年 月 日

医療機関

医療機関住所

印

電話 番 号

委託事業者の長 氏

名 様